

## 長野県立美術館 設備定期保守業務 仕様書

本仕様書は、長野県立美術館（以下「美術館」と称す。）の下記業務の範囲及び基準の概要を示すものである。受託者（以下「乙」と称す。）は、本仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況または管理上必要と認められる作業は、長野県立美術館長（以下「甲」と称す。）と協議のうえ実施するものとする。

### 1 建物の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

長野県立美術館 長野県長野市箱清水1-4-4

※長野県立美術館は、本館と併設する東山魁夷館を含め呼称します。

(2) 敷地面積 16,363.30 m<sup>2</sup>

(3) 建築面積 7,288.95 m<sup>2</sup> (本館 5,857.48 m<sup>2</sup> 東山魁夷館 1,431.47 m<sup>2</sup>)

(4) 延床面積 13,256.96 m<sup>2</sup> (本館 11,324.25 m<sup>2</sup> 東山魁夷館 1,932.71 m<sup>2</sup>)

(5) 階数 本館 地上3階地下1階 東山魁夷館 地上2階

(6) 構造 本館 鉄筋コンクリート造+プレストレストコンクリート造  
(一部鉄骨造)

東山魁夷館 鉄筋コンクリート造

### 2 業務全般について

(1) 乙は、定期保守点検業務年間計画表を作成し、甲の承認を得るものとする。業務計画の策定および業務の実施に当たっては、別紙「設備定期保守業務基準表」を基とする。

(2) 乙は、当該業務の実施にあたってはあらかじめ日程等について打合せを行い、甲の業務等に支障のないよう留意しなければならない。

(3) 乙は、定期保守点検（法定点検を含む）における測定および整備等の作業実施後は、速やかに結果を甲に報告しなければならない。

(4) 乙は、管理対象設備に関する官庁立入検査及び措置に立会い、甲に報告する。

(5) 定期保守点検の実施については機器製作者、納入者又は専門業者が実施するものとし、乙は甲の承認の上再委託ができる。

### 3 業務の範囲及び内容

#### (1) 電気設備関連

ア 直流電源装置

- イ 照明制御装置
- ウ 非常用発電機
- エ 弱電関係（電話設備・ネットワーク設備・入退館設備・監視カメラ設備）

（2）熱源設備関連

- ア 吸収式冷温水発生機
- イ 空冷ヒートポンプモジュールチラー
- ウ 温水ヒーター
- エ 加湿用 RO 水製造装置
- オ 地中熱対応水冷式ヒートポンプチラー
- カ 空冷ヒートポンプチラー
- キ チリングユニット
- ク 冷却塔点検清掃

（3）空調設備

- ア エアハンドリングユニット（外調機・空調機）
- イ 蒸気加湿器
- ウ パッケージ型エアコン

（4）衛生設備

- ア 受水槽
- イ 雑用水槽
- ウ 雨水槽
- エ 水質検査

（5）建築設備

- ア 自動扉設備
- イ エレベータ設備
- ウ 建築物関連設備

（6）その他設備

- ア 自動制御機器（中央監視システム）
- イ 音声誘導装置設備
- ウ 吊り物機構設備
- エ 消防・防災設備
- オ ネズミ・害虫防除

(7) 定期検査(法定)

4 特記事項

- (1) 業務の結果異、常を発見した場合は直ちに適切な処置を行い障害発生を未然に防止し、甲にその結果を報告すること。また、障害が発生した場合は直ちに適切な処置を行ったうえでその障害の状況を甲に報告すること。
- (2) 業務の結果、修理を要すると認めたときはその都度遅滞なく甲に報告すること。
- (3) 保守業務に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き乙の負担とする。また、水光熱費は甲の負担とし、点検・整備に必要な消耗品・材料費は乙の負担とする。